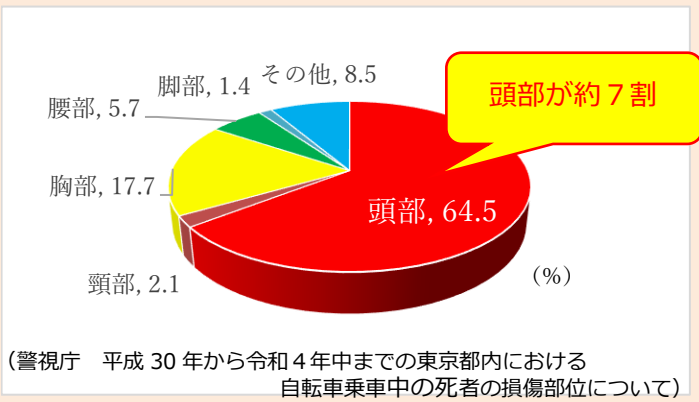


# 自転車用ヘルメットを着用し、 みんなの命を守ろう！

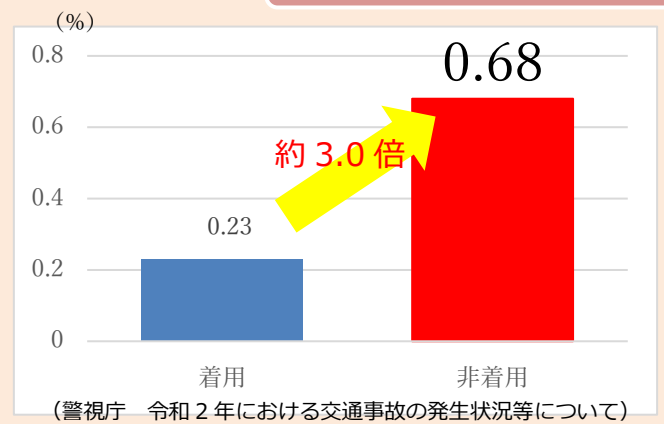
改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が**努力義務化**されました。自転車を運転する場合は、**年齢に関係なく全ての利用者**が乗車用ヘルメットをかぶるように努めなければなりません。

自転車乗車中の死者の損傷部位



自転車事故で死亡した人の7割は**頭部**に致命傷を負っています。

ヘルメットの着用別致死率



ヘルメットを着用していないと致死率が**約3.0倍**になります。

学校での取組方法について

- ① **生徒会等が中心になり**、地域に協力を得るなどヘルメットの着用を促す声掛けをしましょう。
- ② PTAと連携して、**個人賠償保険の加入**はもちろん、**ヘルメットの着用**を啓発しましょう。
- ③ **自転車通勤の教員**が模範となって、ヘルメット着用を推進しましょう。

改正道路交通法の施行に伴ってヘルメットの着用を推進した学校の様子



万が一、交通事故に遭ったときに頭部を守るため着用しています。

特にスポーツタイプの自転車はスピードがでやすいので、安全のため着用しています。

都立桜修館中等教育学校



多くの生徒が自分の命を守るため**ヘルメット**を着用し、交通安全に心掛けています。